岐労基発 1030 第１号
令和８年 10 月 30 日

災害防止団体の長　殿

岐阜労働局労働基準部長
（　公　印　省　略　）

特定自主検査の実施時期に係る解釈について

平素から、労働基準行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づき事業者は、ボイラーその他の機械等について定期に自主検査を行い、その記録を保存する必要があります。今般、令和８年 10 月７日付け基安安発 1007 第２号にて厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から、特定自主検査等の実施時期について、別添のとおりの解釈が示されました。

なお、本件解釈の趣旨は下記のとおりですので、御了知されるとともに、傘下の会員の皆様に対する周知に特段の御配慮を賜りますようお願いします。

記

労働安全衛生法第 45 条第１項に規定する定期自主検査及び同第２項に規定する特定自主検査（以下「特定自主検査等」という。）のうち、１年又は２年ごとに１回、定期に実施する検査については、前年に特定自主検査等を実施した月と同一月内に検査を実施することは、法令に基づき適法な時期に検査を実施したものとする。